

証明日を記載  
(使用最終日以降の日)

令和4年11月21日

ハイヤー契約の場合  
証明書はこの1枚のみ  
※燃料、運転手分不要

契約書の内容  
を記載

押印不要  
(氏名印字でも可)  
※戸籍名で記載

候補者 住所 二宮町二宮〇〇〇番地  
氏名 二宮 太郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に 〇をしてください。) ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合 ② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約の場合		
運送事業者等の氏名、住所及び 電話番号(法人は名称、代表者 氏名、所在地及び電話番号)	平塚市▲▲〇〇番地 株式会社●●タクシー 代表取締役 神奈川一郎 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
車種及び登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
小型乗用自動車 湘南〇〇あ〇〇-〇〇	令和4年11月15日	60,000円
〃	令和4年11月16日	60,000円
〃	令和4年11月17日	60,000円
〃	令和4年11月18日	60,000円
〃	令和4年11月19日	60,000円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が二宮町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、二宮町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、二宮町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約の場合 16,100円